

福利 かがわ

FUKURI KAGAWA

No.
197

2023.10.20

CONTENTS

公立学校共済組合香川支部 からのお知らせ

- 令和5年度
セミナー開催報告 …………… 2
- ベジ選手権について
からだチェックウィークについて …… 3
- 障害厚生年金について …………… 4
- 被扶養者の特定健康診査について …… 5
- 住宅借入金等特別控除を受ける方へ
団信制度の中途加入募集について …… 6
- 「医療費のお知らせ」を送付します
香川支部HP組合員専用ページ
のご案内
個人情報の取り扱いについて …… 7

(一財)香川県教職員互助会 からのお知らせ

- 令和5年度メンタルヘルス相談事業
会員専用ホームページのご案内 …… 8

ご家庭にお持ち帰りになり、
ご家族みんなでご覧ください。

太古の森(木田郡三木町)

讃岐百景のひとつ、三木町の山大寺池のほりにある「太古の森」。メタセコイアの巨木と恐竜のオブジェがあります。
秋になると約2,700本のメタセコイアが紅や黄色に美しく色づきます。

令和5年度セミナー開催報告

ヘルスアップセミナー

【オンラインコース】 ●8月1日(火)～8月31日(木) 決定者:210名

8つのコースから好きなコースを選択して、自分のペースでプログラムに沿って動画を視聴するRIZAPのオンラインセミナーを受講してもらいました。



【ヘルスラーニングコース】 ●8月1日(火) トRESTA白山 参加者:84名

「食生活改善セミナー ～野菜を食べよう～」と題して、野菜の必要性や摂取のための工夫について、株式会社カゴメ 柳原菜々子氏による講演と、希望者にベジチェックを行いました。午後からは、ミニボールを使った体幹の筋力トレーニングと肩こり・腰痛改善のためのヨガを行いました。



【心のセルフケアコース】 ●8月24日(木) 総合文化会館アイレックス 参加者:40名

「感情労働と燃え尽き症候群」について、身近にある感情労働に含まれるものや過剰な要望に応えることによっておこる不調など、体験談も交えながら講師の阿部吉身臨床心理士に講演していただきました。



ライフプランセミナー

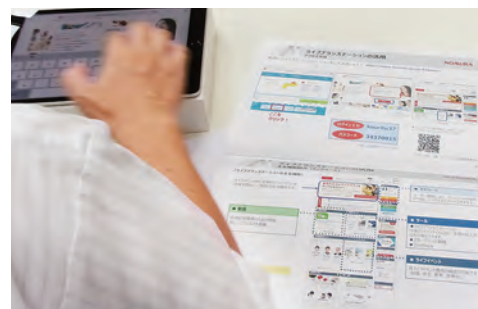
●7月25日(火)～8月21日(月) 申込者:28名

若年層を対象に、一般財団法人教職員生涯福祉財団が作成した「生涯(経済)生活設計セミナー」の動画を期間中に視聴してもらいました。

セカンドライフセミナー

●8月22日(火) サンメッセ香川 参加者:65名

野村証券株式会社により、「退職後の生活設計と資産管理」について、年金を中心に退職後の医療保険、ライフプランについてのセミナーを実施しました。タブレットを使って、実際にライフプランシュミレーションを行ってもらいました。



「健康チャレンジ ベジ選手権」を開催！

8月1日から8月28日までの4週間、チーム(2~5人)または個人で、野菜の摂取量や野菜クイズに正解することなどで獲得できるポイントの合計を競うベジ選手権を開催し、チーム戦に26チーム(69人)、個人戦に71人が参加しました。

イベント前後の「1日に野菜350g以上食べること」についての行動変容ステージは、下表のとおりとなり、イベントを通して、参加者の多くに、野菜を摂取することに対しての意識・行動の変化がみられました。

1日に野菜350g以上、食べることについて	イベント前	イベント後
1. すでに実行している(6か月以上)	26.2%	23.0%
2. すでに実行している(6か月未満)	12.7%	46.0%
3. すぐに実行しようと思う(1か月以内)	50.8%	25.4%
4. 6か月以内に実行しようと思う	8.7%	4.0%
5. 関心がない(6か月以内に実行する気がない)	1.6%	1.6%



参加者の声

- ・野菜を食べることを意識するきっかけになりよかった。
- ・楽しみながら野菜摂取に気をつけることができた。
- ・給食のない夏休み期間中は、野菜不足になりがちだが、イベントのおかげで意識して野菜をとることができた。

など、ベジ選手権をきっかけに、野菜摂取量を意識するようになったという意見をたくさんいただきました。



「健康チャレンジ からだチェックウィーク」を実施しました

8月21日から8月25日に、血管年齢・骨年齢・ベジチェック・肌年齢の測定会を実施し、期間中313人の測定を行いました。家族と一緒に会場に来られる方も見られました。

測定結果を見て日常生活を見直そうという感想も多く聞かれました。



乳がん触診モデルも展示し、自己検診への啓発も行いました。

障害厚生年金について

受給要件

「障害厚生年金」は、組合員が病気（こころの疾患を含む）、けがにより生活や仕事に支障をきたすような障害状態になった場合に、在職中においても受給できる年金です。次の要件をすべて満たせば、組合員からの請求にもとづき支給されます。

- ①その疾病や負傷の初診日に組合員であること。
- ②障害認定日（初診日から1年6月を経過した日。）に障害等級1～3級に該当する障害の状態（※）にあること。（※）障害者手帳の等級とは異なります。
- ③国民年金の保険料納付要件を満たしていること。



次の場合は、特例の障害認定日が設けられています。（ただし、初診日から1年6月を経過している場合には1年6月となります。）

特例症例

上肢又は下肢を切断・離断したもの	切断・離断した日
人工骨頭・人工関節を挿入・置換したもの	挿入・置換をした日
脳血管疾患による機能障害	初診日から6月を経過した以後
心臓ペースメーカー、ICD(植え込み型除細動器)、人工弁を装着したもの	装着した日
心臓移植・人工心臓・補助人工心臓	移植又は装着日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む。)を挿入置換	挿入置換日
人工透析療法を施行したもの	透析開始から3月が経過した日
人工肛門を造設又は尿路変更術を施行したもの	手術してから6月を経過した日
新膀胱を造設したもの	造設した日
喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
在宅酸素療法を行っている場合	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後

まずは電話相談

障害の状態が障害等級1～3級に該当するかどうかを判定するために、まず『障害程度の認定』を行う必要がありますので、下記担当までご連絡ください。認定請求書や診断書等を送付します。関係書類提出後、障害等級1～3級に該当すると認定されれば、改めて障害厚生年金の請求関係書類を送付します。

なお、障害等級1～2級に該当する場合は、併せて日本年金機構へ障害基礎年金を請求することになります。

障害厚生年金は在職中でも支給されます

- 障害厚生年金は、障害認定日の属する月までの組合員期間及び標準報酬月額（標準期末手当等を含む。）をもとに算定されます。
- 在職中でも支給されますが、年金額の一部が支給停止になる場合があります。
- 現在、共済組合から傷病手当金の給付を受けている方の中には、障害厚生年金を請求できる場合がありますので、お心当たりの方はご確認ください。
ただし、傷病手当金の給付を受けている方が障害厚生年金を受給するようになると、既に受給した傷病手当金を返還していただく場合があります。
- 他の年金(老齢又は遺族)が決定されている方が、障害厚生年金を受給できる場合は全ての年金を受け取れるのではなく、いずれか一つの年金を選択し受け取るようになります。

不明な点がございましたら、お気軽に香川支部までご相談ください

年金担当 ☎087-832-3795

令和5年4月1日時点で資格を取得している

40歳から74歳までの被扶養者がいる組合員のみなさんへ

被扶養者の特定健康診査について

10月上旬に、特定健康診査未受診の被扶養者の方へ
受診勧奨の案内をご自宅へ送付しています。

被扶養者の方に案内が届いている場合は、

- 生活習慣病の早期発見・早期治療
- 継続的な健康状態の把握 のため、受診をすすめてください。

費用は**無料**です。



受診できるのは
令和5年12月末日まで

受診券を使った特定健康診査の流れ

- ① 予約
 - 【健診機関で受診する場合】
特定健康診査実施機関一覧表から希望の健診機関へ予約
 - 【集団健康診断で受診する場合】
健診希望日の2週間前までに申込ハガキを投函

- ② 受診 予約日に**受診券・質問票・被扶養者証**を持って受診

- 受診券・質問票は、6月の受診案内時に同封しています。
紛失された場合は再交付しますので、共済組合までご連絡ください。
- 4月2日以降に被扶養者となった方には受診券は発行できません。



- ※ 健診の結果、後日特定保健指導(専門家による生活習慣改善プログラム)のご案内を送付する場合がありますので、ぜひご利用ください。(無料)
一部の健診機関、集団健康診断では健診当日の利用が可能です。

●○ パート先等勤務先の健康診断や個人で人間ドックを受診された方 ○●

受診した結果を共済組合へ送付することで、特定健康診査を受診したことになります。未使用の受診券・健診結果の写し・質問票のすべてを提出いただいた場合、**QUOカード(1,000円相当)**を進呈します。提出用の封筒を郵送しますので、下記までご連絡ください。

保健担当(☎087-832-3794)

住宅借入金等特別控除を受ける方へ

新築・増改築・購入のために、共済組合から貸付金を借り受けた時は、一定の要件に該当すると住宅借入金等特別控除を受けることができます。

共済組合では、この控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金年末残高等証明書」（以下「残高証明書という」）の発行を予定しています。



1 残高証明書発行の要件

- ① 平成16年1月1日以降に住宅貸付け及び住宅災害貸付けを借り受け、償還期間が10年以上の方（償還回数が120回未満の方は除きます。）
- ② 住宅貸付け及び住宅災害貸付けを借り受けた後、共済組合に完了報告書を提出していること（未提出の場合は、残高証明書を発行しませんので注意してください。）

2 発行時期

- ① 令和4年12月までに該当貸付を借り受けた方 …… **令和5年11月上旬**
- ② 令和5年1月から令和5年12月までに該当貸付を借り受けた方 …… **令和6年1月下旬**

3 その他

- 一部繰上償還を行い、貸付当初の償還月から最終償還月の償還期間が10年未満となる場合は、残高証明書を発行できません。
- 住宅借入金等特別控除の詳細は、税務署でお尋ねください。

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間
令和5年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万ーのために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方が加入**されています。
(令和4年度末時点)

だんしん

とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に万ー死亡したり、**所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高（債務）相当額が保険金として支払われる**制度です。

債務返済支援保険

とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害**となった場合、毎月の返済金相当額（平均返済月額）が**保険金として3年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は

(例)

だんしん

貸付金残高
500万円の場合 → 9,600円/年
(800円/月)

*返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年通減します。
*保険料充当金は見直される場合があります。

債務返済

平均返済月額
1万円の場合 → 1,212円/年
(101円/月)

*保険料充当金は見直される場合があります。



「医療費のお知らせ」を送付します



●「医療費のお知らせ」の送付について

組合員の皆様や被扶養者の皆様に、ご自身の健康や医療費について理解をより深めていただき、病気の予防や健康づくりに役立てていただけるよう「医療費のお知らせ」をお手元にお届けします。

送付時期 令和6年2月中旬 所属所あて送付

対象期間 令和4年12月から令和5年11月

対象者 令和6年1月1日時点で共済組合の資格がある組合員及び被扶養者

●医療費控除の申告に「医療費のお知らせ」を使用することができます。

「医療費のお知らせ」を確定申告(医療費控除)に使用する場合、令和5年12月診療分の医療費は記載されていませんので、国税庁が別途定める方法により行う必要があります。

香川支部HP組合員専用ページのご案内

健康相談事業のご案内や広報誌のバックナンバー、各種様式ダウンロードなど、組合員の皆さまに役立つ情報を掲載しています。ぜひアクセスしてみてください！



「事務担当者専用ページ」へは、
ID:kagawa37 PW:kagawajimu23
※“23”の部分は西暦下2桁で、毎月7月1日に更新されます。

注:令和5年12月中旬からログイン方法が変更となる予定です。詳細については共済フォーラム等でお知らせします。

公立学校共済組合香川支部・香川県教職員互助会における個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護に関する法律の規定により、共済組合及び互助会についても、個人情報の利用目的の特定・制限・公表、適切な管理、第三者への制限などの義務が課せられています。

個人情報の取り扱いに関する苦情相談窓口

- 公立学校共済組合香川支部 TEL087-832-3791
- (一財)香川県教職員互助会 TEL087-832-3796

令和5年度メンタルヘルス相談事業(管理監督者のための相談を含む)

- ♥相談(来所・電話)は無料です。♥相談内容の秘密は厳守します。
- ♥匿名でも相談できます。♥休暇・休職中の方もご利用できます。



相談日時

月～金曜日 9:00～17:00

予約受付 月～金曜日 8:30～17:00
TEL 087-832-3860
087-832-3798

場所

健康福利課内健康相談室(面接相談は教職員相談室でも可)
高松市天神前6-1 天神前分庁舎3F

相談日時

第2・3・4土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

予約受付 月～金曜日 8:30～17:00
TEL 087-832-3860
087-832-3798

場所

教職員相談室 TEL 087-823-8349
高松市西内町7番11号 香川県高等学校PTA会館2F

臨床心理士のご紹介

※イラストはイメージです。



平日・第4土曜日の相談、ストレスチェック・フォロー相談や研修等を担当します。

溝口 盛治



平日・第3土曜日の相談、県立学校の新採カウンセリング・巡回相談、研修等を担当します。

小西 亜紀子



第2土曜日の相談、小中学校の新採カウンセリングを担当します。

山下 奈緒美



会員専用ホームページのご案内

福利厚生に関する諸手続きや最新のトピックスなどを分かりやすくお知らせするため、香川県教職員互助会と公立学校共済組合香川支部が連携した「香川県教職員福利厚生サポートページ」を開設しています。

ホームページのアドレス等は以下のとおりです。会員と会員家族専用ですので、閲覧時、「ユーザー名」と「パスワード」の入力をお願いします。



ホームページアドレス

<https://kgbenefit.jp>

ユーザー名

117117117 (半角)

パスワード

benefiT (Tのみ大文字)

※スマートフォン・タブレット用のサイトはQRコードを読み取ってご覧ください。
様式も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

編集後記

公立学校共済組合のホームページ及び香川県教職員福利厚生サポートページでは、所属所の事務担当者に毎年お渡ししている「福利厚生事務の手引き」も閲覧することが出来ます。

制度内容や提出書類など、詳しく説明しておりますので、是非ご覧ください。